

# 訂正箇所

## 後期高齢者医療保険料額決定(変更)通知書

分の後期高齢者医療保険料額を以下のとおり決定(変更)しましたので通知します。

通知書番号	
被保険者氏名	
被保険者番号	
決定年月日	
決定理由	

後期高齢者医療年間保険料額  
分の後期高齢者医療保険料額  
円

保険料算定の基礎

	①賦課のもととなる所得金額	②所得割率	③所得割額①×②	④均等割額	⑤算出額③+④	⑥限度超過額	
変更前							
変更後							
	⑦所得割軽減額	均等割軽減割合	⑧均等割軽減額	⑨年保険料額⑤-⑥-⑦-⑧	月数	⑩月割減額	⑪保険料額⑨+⑩-⑬
変更前							
変更後							

後期高齢者医療制度に加入する前日において被用者保険の被扶養者であった被保険者については、後期高齢者医療制度に加入した日の属する月から2年を経過する月までのうち、本年度分の保険料算定の基礎が、こちらに表示されます。

	⑬均等割額	均等割軽減割合	⑭均等割軽減額	⑮年保険料額⑨-⑭	月数	⑯月割減額
変更前						
変更後						

\*後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律及び宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定に基づき令和2年4月1日現在の後期高齢者医療制度の被保険者に対して賦課されたものです。

\*保険料の算出方法は以下のとおりです。

所得割額 = 賦課のもととなる所得金額(※1) × 所得割率 7.97/100 確定保険料  
均等割額 = 42,240円 ~~62,500円~~を限度とする  
なお、令和2年4月1日以降に保険料の納付義務が発生又は消滅したときは月割りにて算定します。  
※1 賦課のもととなる所得金額 = 平成31年中の所得 - 33万円

64万円

\*所得が低い方に対する軽減

世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の総所得金額等の合計額が以下のいずれかに該当する場合均等割額から次の額が軽減されます。

33万円以下	…	32,736 円
内、世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)【※】	…	29,568 円
33万円 + 128万5千円 × 被保険者数以下	…	21,120 円
33万円 + 152万円 × 被保険者数以下	…	8,448 円

【※】については、平成21年度以降で適用されます。

\*後期高齢者医療制度に加入する前日において被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する軽減

該当する場合、所得割が課されず、均等割額から次の額が軽減されます。… 21,120 円  
ただし、所得が低い方に対する軽減にも該当する方については、いずれか大きい方の額が軽減されます。

問い合わせ先 宮城県後期高齢者医療広域連合 〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉1丁目2番3号 宮城県自治会館9階 電話番号 022-266-1021